

燈火課助手ニモ支給スルト言明セ下ラ末夕支給ニナイカ
至急支給シテ貰フコト

以上ヲ五日午前十時ヨリ本局ニ交渉スルコトニ決定

(四) 支總會館建設ノ件

支總會館建設ニ就テ末レヨリ用繼ノ中央委員會ニ支總相互扶助會規約
(既報)ヲ提案シ案內委員ヲ選任スルコトニ決定

(五) 中央委員會開催ノ件

五月七日午後六時ヨリ東支本部ニ於テ中央委員會開催ニ決定詳セテ別記
一ノ召集決定送方承認

(六) 次回執行委員會開催ノ件

中央委員會開催準備ノ為メ末レ五日午後三時開催ニ決定

(七) 車輛士昇格反對ノ件

車輛士ノ向題ニ付テ曩ニ交渉際既ニ終令ニテワタシヲ如何トモ出
末レカウツカ今後ノ車輛士ト同一作業ヲ為サレメサルコト
若シ同作業ヲ為シタル場合ハ賃銀ヲ同一ニ引上クルコト 車輛士ヲ
全部入レ替ヘスルコトヲ本局ニ交渉スルコトニ決定

(八) 東支本部員ノ電氣局訪問状況

五月五日午前十一時十分ヨリ同正午迄、間東支本部河野平治
以下十五名ノ幹部、電氣局ヲ訪問勞働課長ト會見セルカ其ノ
状況次ノ通り

(一) 局 側 大野勞働課長以下各課長

(二) 組合側 河野平治以下十五名

(三) 會見状況

河野平治

四十方圓細目問題ニ関シテ

ハ傷休暇ニ支給セサルハ如何ナル理由ニ依ルヤ支給公休ヤ
病室其他止ムヲ得サル事情、欠勤十八日以上ニ對シテ支給
セサル理由如何

各營業所ニ賜示中心支給ハ本年限りトアル字句ハ削除シテ
貰ヒナイ